

県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び 給水装置工事の施行に関する要綱

(制定：令和元年 9 月 30 日付け元企本第 365 号)

(改正：令和 3 年 4 月 1 日付け 3 企本第 126 号)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、県営水道条例（昭和 38 年長野県条例第 17 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県営水道指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の指定及び当該指定給水装置工事事業者が給水装置工事（長野県公営企業管理者が行なう給水装置工事を請け負う場合を除く。）を施行するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。

2 この要綱において「施行令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 366 号）をいう。

3 この要綱において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。

4 この要綱において「管理者」とは、長野県公営企業管理者をいう。

5 この要綱において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この要綱において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をいう。

7 この要綱において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定給水装置工事事業者は、法、施行令、施行規則、条例、県営水道条例施行規程（昭和 38 年長野県公営企業管理規程第 10 号。以下「施行規程」という。）及びこれらの規程に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第 4 条 法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行なう。

2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号）により次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない

ない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) 条例第3条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行なう事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに法第25条の4第1項の規程によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行なうための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 法第25条の3第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた誓約書(様式第2号)によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行なう。この場合において、その指定の有効期間は5年とする。

- (1) 事業所ごとに、法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 法第25条の3第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であること。

(指定の更新)

第5条の2 前2条の規定は、法第25条の3の2第1項の指定の更新について準用する。

2 管理者は、前項の規定による指定の更新を行うに当たり、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
- (3) 主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

(情報の提供)

第5条の3 管理者は、水道の需要者に対し、前条第2項の規定により確認した事項について、水道の需要者の閲覧に供する等の当該事項を容易に知ることができる方法により、情報を提供することができる。ただし、指定給水装置工事事業者の同意がない場合は、この限りでない。

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第6条 管理者は、法第16条の2第1項(法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。)の指

定を行ったときは、速やかに指定給水装置工事事業者に長野県営水道指定給水装置工事事業者証（以下「指定給水装置工事事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第 25 条の 11 第 1 項の指定の取消しを受けたときは、指定給水装置工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は要綱第 3 条の指定の停止を受けたときは、指定給水装置工事事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者証を汚損し、又は紛失し、若しくは記載事項に変更を生じたときは、再交付を申請することができる。

（変更等の届出）

第 7 条 指定給水装置工事事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあつては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の変更の届出をしようとする者は、変更があった日から 30 日以内に施行規則に定められた指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 3 号）に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (2) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている誓約書（様式第 3 号）及び登記事項証明書
- 3 第 1 項の事業の廃止、休止又は再開の届出を使用とする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 4 号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第 8 条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取消すことがある。

- (1) 不正の手段により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 法第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき。
- (4) 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 法第 25 条の 9 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 法第 25 条の 10 の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第 9 条 法第 25 条の 11 第 1 項各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に對しゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

(指定の公示)

第 10 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、そのつどインターネットの利用その他の方法により公示する。

- (1) 法第 16 条の 2 第 1 項（法第 25 条の 3 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき。
- (2) 法第 25 条の 7 の規定により、指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 要綱第 9 条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

第 3 章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行なうこと
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 施行規則第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

- 第 12 条 指定給水装置工事事業者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた日から 2 週間以内に、主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則に定められた給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第 5 号)により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行なうに当たっては、1 の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1 の主任技術者が当該 2 以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行なうに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第 4 章 指定給水装置工事事業者の責務

(指定給水装置工事事業者の責務)

- 第 13 条 指定給水装置工事事業者は、要綱第 4 条の規定により給水装置工事の施行に当たっては管理者の指示に従い、誠実かつ迅速に行わなければならないものとする。

(事業の運営に関する基準)

- 第 14 条 指定給水装置工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
- (1) 給水装置工事ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行なう者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行なうことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (4) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ア 施行令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (5) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
- ア 施主の氏名又は名称

- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(標示板)

第 15 条 指定給水装置工事事業者は、要綱第 2 条の規定により標示板（様式第 6 号）を事業所の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(災害時の協力)

第 16 条 指定給水装置工事事業者は、要綱第 5 号の規定により水道施設が災害を受けた場合において、その復旧について管理者から協力を依頼されたときは、これに応じなければならないものとする。

第 5 章 給水装置工事の施行

(申込書の送付)

第 17 条 指定給水装置工事事業者は、条例第 4 条第 1 項及び施行規程第 2 条第 2 項の規定により給水装置の新設等を希望する者から給水装置新設（改造、修繕、撤去）申込書の提出を受けたときは、すみやかに管理者に送付するものとする。

(設計承認)

第 18 条 指定給水装置工事事業者は、管理者の設計審査を受ける場合は、条例第 5 条第 2 項及び要綱第 7 条の規定によりあらかじめ設計書 1 部を管理者に提出するものとする。

(施行方法)

第 19 条 指定給水装置工事事業者は、設計承認後条例第 5 条の 2 の規定により管理者が別に定める給水装置設計施工基準により給水装置工事を施行しなければならないものとする。

(しゅん工検査)

第 20 条 指定給水装置工事事業者は、給水装置がしゅん工したときは、速やかに管理者の検査を受けなければならないものとする。この場合において、埋設する部分の工事にあつては、写真等確認できる資料を提出しなければならないものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、条例第 5 条第 2 項に規定する管理者の工事検査の結果、給水装置工事の手直しを指示されたときは、指定された期間内にこれを行ない、改めて管理者の工事検査を受けなければならない。

(水道メーター)

第 21 条 管理者は、指定給水装置工事事業者がしゅん工検査に合格したときは、当該指定給水装置工事事業者に対し水道メーターを支給するものとする。ただし、しゅん工前に一部給水を必要とする場合は、

当該箇所の部分検査に合格した後に水道メーターを支給することがある。

- 2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により水道メーターの支給を受けたときは、水道メーター受領書（様式第7号）を管理者に提出するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、給水装置の撤去を行ったときは、速やかに撤去した水道メーターを管理者に返納しなければならないものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、給水装置の改造を行なう場合において、次の各号の一に該当するときは、ただちに、取りはずした水道メーターを管理者に返納し、新たに支給された水道メーターを取り付けなければならないものとする。ただし、第3号に該当する場合であっても、管理者が取り替える必要がないと認めるときは、この限りではない。
 - (1) 水道メーターの老朽化等により、管理者から指示されたとき。
 - (2) 改造工事で、水道メーターの規格が合わないとき。
 - (3) 工事の際、水道メーターの故障その他により主任技術者が取替えの必要を認めたとき。

（材料検査）

第22条 管理者は、必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者が給水装置工事に使用する材料を検査することがある。

（主任技術者の立会い）

第23条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることがある。

（報告又は資料の提出）

第24条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に、当該指定給水装置工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることがある。

（県負担費用の請求）

第25条 指定給水装置工事事業者は、施行した給水装置工事に、条例第6条の規定により県が負担する費用については県負担費用請求書（様式第8号）により、毎月10日までに前月分を管理者に請求するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(様式第1号) (第4条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ	フリガナ
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(注) 第5条の2第2項の項目を確認できる書類を添付すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(別表) (第4条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。また、写真等、器具の確認できる書類を添付すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第2号) (第4条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

長野県公営企業管理者

殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第3号) (第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第5条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第4号) (第7条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第5号) (第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出を
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術 者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第6号) (第15条関係)

長野県営水道指定給水装置工事事業者
(長野県企業局)

商号又は名称	
代表者氏名	
事業所の所在地	

(備考) 縦40センチメートル、横55センチメートルとする。

(様式7号) (第21条関係)

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

指定給水装置工事事業者
担当者氏名

下記のとおり、水道メーターを受領しました。

- 1 受領数 個
2 内訳

口径種別	製作所名	番号	申込人住所氏名

